



発行 新潟県

号外 1

令和2年10月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1090 道路の区域変更 (道路管理課)  
1091 道路の供用開始 (道路管理課)  
1092 道路の区域変更 (道路管理課)  
1093 道路の供用開始 (道路管理課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1090号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下横山字道端302番2から 同市下横山字西934番まで	新	7.7~21.4メートル	719.9メートル
	旧	4.0~9.2メートル	679.0メートル

備考 路線重用

一部区間一般国道350号と重用

## ◎新潟県告示第1091号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市下横山字道端302番2から同市下横山字西934番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月8日

## ◎新潟県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下横山字道端302番2から	新	7.7～21.4メートル	127.6メートル
同市上横山字西1037番1まで	旧	7.7～12.8メートル	127.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

◎新潟県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間  
佐渡市下横山字道端302番2から同市上横山字西1037番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月8日